

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年11月12日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000271 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100019 号

## 第 1 結論

平成 6 年 4 月から平成 7 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 4 月から平成 7 年 3 月まで

私は、5 年間連続して大学院に通学していた（2 年間は修士課程、その後の 3 年間は博士課程）。学生の間は国民年金の保険料免除手続が必要であることは認識しており、毎年欠かさず市役所で手続を行っていた。

今般、年金記録を確認したところ、5 年間のうち、中間の 3 年目について保険料免除の記録になっていないことが分かった。確かに免除手続を行っていたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、大学院の学生であった期間は、請求期間を含めて、毎年国民年金保険料の免除申請手続を行っていたと主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間前後の平成 4 年 10 月から平成 6 年 3 月までの期間及び平成 7 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間は、国民年金保険料の申請免除期間とされている。

一方、請求者に係る A 市の住民票では、請求者は、請求期間の始期である平成 6 年 4 月 5 日に、B 市から、請求者が編入した大学のある A 市へ転居したことが確認でき、請求者は、当該年度に係る国民年金保険料の免除申請手続は、A 市役所で行ったが、免除申請を行った時期等については覚えていない旨回答しており、また、同市は、保存期限経過のため、請求期間当時の免除申請に係る資料はない旨回答していることから、請求者の主張する免除申請に関する具体的な状況は確認できない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000403 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100066 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 6 月 13 日から平成 18 年 7 月 16 日まで

平成 15 年 12 月に B 社に入社し、派遣先の C 社で仕事を始めた。半年後に現場の仕事が忙しくなったため給料が上がり、厚生年金保険に加入した。5 年間に在職していたが、厚生年金保険の記録が 3 年しかないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、平成 17 年 5 月 16 日から平成 20 年 11 月 28 日までの期間において、A 社 D 支店に係る雇用保険被保険者記録が確認できることから、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社の合併先である B 社は、請求者に係る賃金台帳等の保管はなく、勤務実態等については不明である旨回答している上、請求者が派遣社員として勤務していたとする C 社は、派遣社員に係る契約書等の保管期限経過のため、請求者が同社において勤務していたかは不明と回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態等について確認することができない。

また、日本年金機構が提出した請求者に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、基礎年金番号は「\*」、資格取得年月日は「平成 18 年 7 月 16 日」と記載され、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得した A 社は、平成 17 年 3 月 1 日で厚生年金保険の適用事業所とされ、平成 16 年 6 月 13 日から平成 17 年 2 月 28 日までは厚生年金保険の適用事業所ではない。

加えて、日本年金機構が保管する A 社 (後の E 社及び F 社)、B 社 (G 市) に係る被保険者縦覧照会回答票では、請求期間に請求者の氏名はない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。